

## さいたま市告示第370号

さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例（平成27年さいたま市条例第22号）第7条の規定により、さいたま市岩槻区において計画されている産業廃棄物処理施設の設置等に係る事業計画書の提出があった旨及び縦覧の場所等を公告する。

令和8年3月4日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 事業計画の概要

- (1) 事業計画者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 株式会社ヤマト

代表者の氏名 代表取締役 吉田 孝幸

住所 さいたま市岩槻区南辻25番地2

- (2) 産業廃棄物処理施設の設置等の場所

さいたま市岩槻区大字鹿室字薄倉1番1、1番4 以上2筆

- (3) 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物処分業 溶融減容施設

- (4) 産業廃棄物処理施設において取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（発泡スチロールに限る） 以上1種類

- (5) 産業廃棄物処理施設の処理能力

次表のとおり

施設の種類	処理能力（稼働時間）
溶融減容施設	廃プラスチック類（発泡スチロールに限る） 0.4 t / 日（8時間）

- (6) 関係地域の範囲

さいたま市岩槻区のうち、別紙地図に示す産業廃棄物処理施設の設置等の場所の周囲200メートル以内の地域

### 2 縦覧場所

- (1) 市役所産業廃棄物指導課  
(2) 岩槻区役所情報公開コーナー  
(3) 岩槻東部図書館

### 3 縦覧期間及び縦覧時間

- (1) 期間

令和8年3月4日（水）から令和8年4月3日（金）まで

- (2) 時間

開庁日又は開館日の午前9時から午後4時30分まで

### 4 意見書

事業計画書等について生活環境の保全の見地から意見を有する関係住民等は、市長に対し、意見書の提出により意見を述べることができます。

- (1) 意見書の提出期限

令和8年4月17日（金）（郵送の場合は当日消印有効）

- (2) 提出方法

直接持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法による

(3) 提出先

ア 直接持参、郵送の場合

住所 〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

宛名 さいたま市環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課

イ FAXの場合

FAX番号 048(829)1933

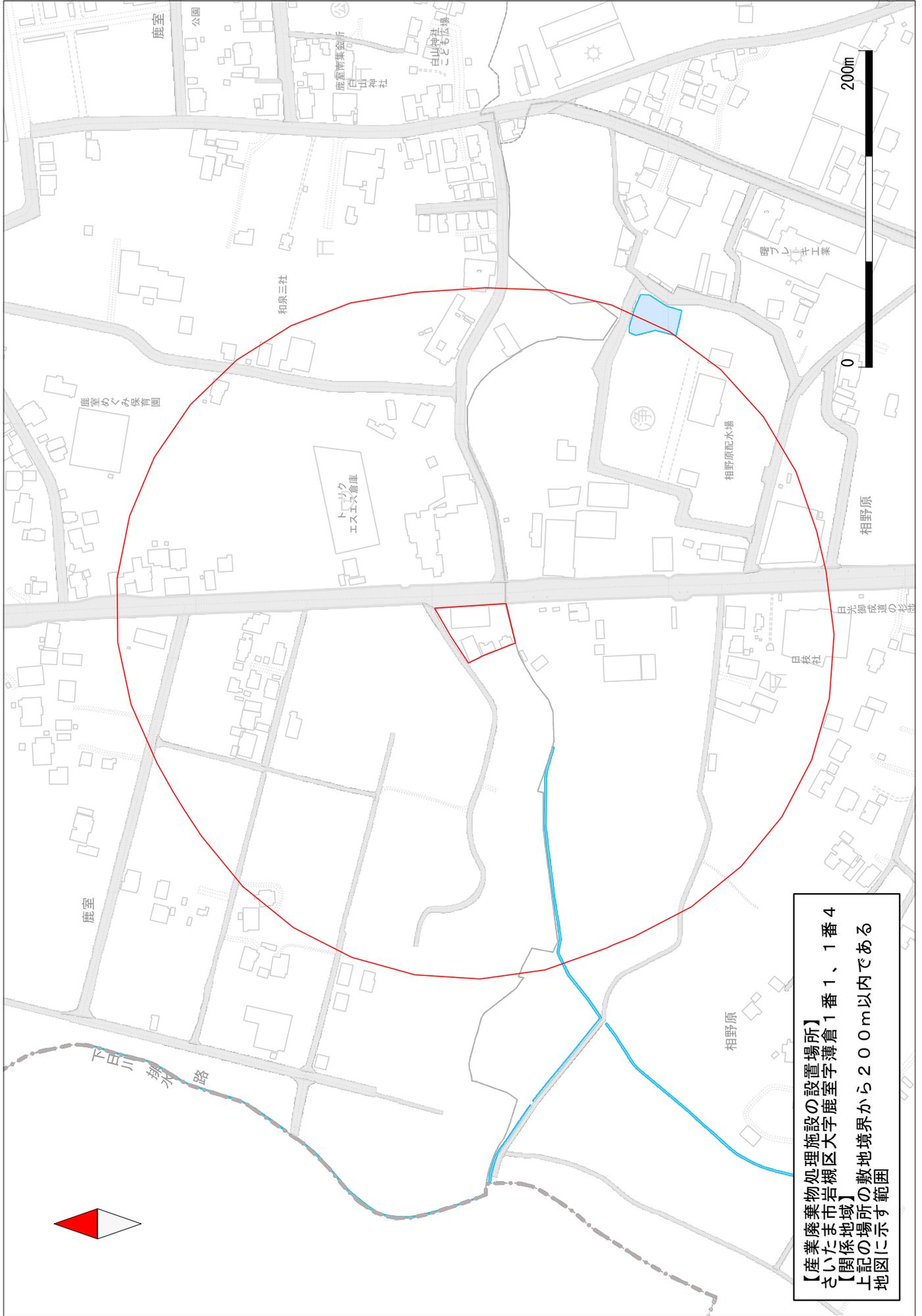
ウ 電子メールの場合

電子メールアドレス：sangyo-haikibutsu-shido@city.saitama.lg.jp

5 連絡先

(1) 担当 さいたま市環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課審査係

(2) 電話 048(829)1608



**【産業廃棄物処理施設の設置場所】**  
 さいたた岩槻区大字鹿室字薄倉1番1、1番4  
**【関係地域】**  
 上記の場所の敷地境界から200m以内である  
 地図に示す範囲